

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 30 年 2 月 15 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700886 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (国) 第 1700052 号

第 1 結論

平成 7 年 4 月から平成 8 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 4 月から平成 8 年 5 月まで
請求期間の国民年金保険料が未納という合理的な理由が全く思い当たらない。当時は、預貯金可能な程度の収入があり、経済的にも問題がなかった。
請求期間の国民年金保険料の納付方法については、明確な記憶はないが、未納とされているのは不自然なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料が未納となっていることについて、合理的な理由が全く思い当たらない、不自然であると主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、納付方法、納付時期等に関する記憶が明確でなく、請求期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができないことから、納付状況が不明である。

また、請求者が請求期間当時居住していた A 市が作成した「国民年金記録表」によると、請求者の請求期間前後の期間の国民年金保険料の納付記録は確認できるが、請求期間の国民年金保険料は未納とされており、当該記録はオンライン記録と一致している。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。